

年 月 日

様

大 阪 市 長

## 大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる過料決定通知書

大阪市工業用水道事業給水条例第 32 条 号の規定に該当しますので、同条例第 33 条の規定に基づき、次のとおり過料を決定します。

## 記

- 1 給水施設所在地 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_
- 2 ご 使 用 者 名 \_\_\_\_\_ 様
- お客さま番号 \_\_\_\_\_ マスタ番号 \_\_\_\_\_ 水栓番号 \_\_\_\_\_
- 3 過 料 の 金 額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 納 付 期 限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 5 納 付 方 法 別添の納入通知書による

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。